

綾瀬市教育委員会要綱の様式の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市教育委員会要綱で定める様式における敬称の取扱いに關し特例を定めるものとする。

(敬称に関する特例)

第2条 綾瀬市教育委員会要綱で定める様式のうち、教育委員会その他教育委員会の機関（以下「教育委員会等」という。）をあて先とするもので当該あて先に敬称が付されているものについては、これらの様式を定めた要綱の規定にかかわらず、あて先となる教育委員会等の名称の前に「(あて先)」を付し、その名称に付されている敬称を削るものとする。ただし、教育委員会が適当でないとする場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に綾瀬市教育委員会要綱の規定に基づき作成されている様式は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。